

## 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構復興建築助成事業実施規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構の行う復興建築助成事業（以下「助成事業」という。）の実施については、定款及び業務方法基本規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(助成事業の目的)

第2条 助成事業は、住宅火災共済事業と併せて実施し、被災住宅の共済委託契約が再調達価額未済である場合において、修復経費と火災共済給付金（以下「給付金」という。）の差額について助成することにより、被災住宅の的確な修復を実現することを目的とする。

(適用要件)

第3条 助成事業の助成は、共済委託契約額の再調達価額に対する割合（以下「付保率」という。）が65%以上である火災共済委託契約を締結している住宅を適用対象とする。

(復興建築助成金)

第4条 復興建築助成金（以下「助成金」という。）は、請求に基づき給付する。

2 会員は、前条の請求をする場合、火災共済給付金の請求と同時にしなければならない。

3 助成金の額は、修復経費の額（再調達価額を限度とする。）から給付金の額を控除した額の80%に相当する額とする。

4 前項の助成金の額は、1円未満切捨てとする。

(給付請求)

第5条 前条第1項の請求は、別に理事長が定める公益社団法人全国公営住宅火災共済機構住宅火災共済事業実施規程等施行細則で定める火災共済給付金・特定給付金・復興建築助成金請求書により行うものとする。

(助成事業の運用上の措置)

第6条 助成事業の運用にあたり、火災共済委託契約の付保率の推移に応じ、第3条に規定する付保率の数値を漸次引き上げ、及び第4条に規定する助成割合を漸次引き下げるものとする。

(電子情報処理組織による手続き)

第7条 会員は、この規程に基づく給付請求については、電子情報処理組織を使用することができる。機構に対して電子情報処理組織による給付請求があったときは、この規程に基づく給付請求があったものとみなす。

附 則

1 この規程は、平成15年6月1日から施行し、平成16年4月1日以降に火災共済委託契約した住宅火災共済事業と併せて実施する助成事業から適用する。

2 社団法人全国公営住宅火災共済機構火災共済事業実施規程附則第2項は削除する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日以降に火災共済委託

契約した住宅火災共済事業と併せて実施する助成事業から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第2条による改正後の規定は、平成18年4月1日以降に共済期間が開始される住宅火災共済事業及び当該事業と併せて実施する助成事業について適用する。
- 3 第3条による改正後の規定は、平成18年4月1日以降に発生した災害から適用する。  
(この復興建築助成事業実施規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日以降に共済期間が開始される住宅火災共済事業と併せて実施する助成事業から適用する。)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。